

一般社団法人久留米歯科医師会定款

平成25年 4月1日 制定

平成26年6月14日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人久留米歯科医師会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本歯科医師会及び福岡県歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって国民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事
- (2) 社会保障制度における国民歯科医療の確立に関する事
- (3) 公衆衛生・歯科保健の普及啓発に関する事
- (4) 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事
- (5) 歯科医業の向上・医療安全対策に関する事
- (6) 地域歯科保健の調査、研究並びに地域住民及び会員への広報活動に関する事
- (7) 口腔保健センター事業に関する事
- (8) 災害時の緊急歯科医療活動並びに警察等の諸活動への協力に関する事
- (9) 歯科診療補助者養成に関する事
- (10) 会員の福祉厚生に関する事
- (11) その他本会の目的達成に関する事

第3章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 名誉会員

2 前項の会員の資格は1人いずれか1種とし、重複して取得することはできない。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 第5条の正会員になろうとする者は、久留米市内を区域とし、日本で歯科医師免許を受けた者で、かつ、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前項の手続きは、定款施行規則で定める。

(正会員の権利)

第 7 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（会員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項の権利、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に参加し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第 8 条 正会員は、総会の決定事項に服する義務を負う。

2 正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金（以下「会費等」という。）を本会へ

納入しなければならない。ただし、賦課徴収規則は別に定める。

3 特別の事由がある者については、理事会の議決を経て、会費等を減免又は納入を猶予することができる。

(任意退会)

第 9 条 正会員が本会を退会するときは、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。

2 退会しても、既納の会費等及びその他拠出金品は返還しない。

(正会員の資格喪失)

第 10 条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 福岡県歯科医師会若しくは日本歯科医師会の正会員たる資格を失い、当該歯科医師会の通知があったとき

(2) 退会したとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4) 会費・負担金を滞納し第 11 条により退会させられたとき

(5) 第 12 条により総会の議決を経て除名されたとき

(会費の未納に伴う退会)

第 11 条 本会は、正会員が 1 年以上又は 1 年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは催告し、なお支払わぬときは退会させることができる。

2 前項の規定により退会させられた者が 6 ヶ月以内にその未払金を支払ったときは、再び入会することができる。

3 本条の退会については第 12 条第 2 項の規定を準用する。

(除 名)

第 12 条 正会員に次の各号に該当する行為があるときは、総会の議決を経て除名することができる。ただし、これを議決するについては当該正会員又は弁護者（正会員に限る）を出席させて弁明の機会を与えなければならない。

(1) 歯科医師としての職務をけがしたとき

(2) 本会の名誉をけがしたとき

(3) 本会の綱紀を乱したとき

(4) 正会員たる義務を怠ったとき

2 前項の規定により除名したときは、その氏名及び事由の概要を、福岡県歯科医師会、日本歯科医師会及び正会員へ通知する。

(準会員)

第 13 条 準会員は、本会の正会員としての権利を有しないが、本会定款その他諸規則に従う義務を負い、本会が主催する学会に出席し、その他学術研究を発表し、また、本会の会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

2 準会員は、本会の委員会および委託事業に参加できない。

3 準会員の資格、入会、退会、除名および会費等必要な事項は、定款施行規則で定める。

(名誉会員)

第 14 条 名誉会員は、歯科学術の研究発達又は我が国歯科医学および歯科医業の指導発達に功労のある者につき会長が推薦し、総会で決議する。

2 名誉会員は、本会の正会員としての権利を有しないが、本会定款その他諸規則に従う義務を負い、本会が主催する学会に出席し、その他学術研究を発表し、また、本会の会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

3 名誉会員は、本会における榮譽の敬称とする。

第4章 総 会

(構 成)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 16 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員（「理事及び監事」をいう。以下同じ。）の選任又は解任
- (3) 会長候補者の選出
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 入会金、会費及び負担金の負担率その額並びに支払方法
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開 催)

第 17 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、別に定める選挙規則により正会員が選出し、任期は役員任期と同一期間とする。

(議 決 権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 21 条 総会の議決は、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでに者を選任する。

4 正会員が総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面により又は他の構成員を代理人として投票し又は表決を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当日議長の指名した出席正会員2名が議事録に記名押印し、これを本会に保管する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

理 事 16名以内

監 事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事から副会長、専務理事、常務理事を置く。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 副会長、専務理事及び常務理事を持って法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任及び解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって選任及び解任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係が或者が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 5 役員は、正会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 本会においては、理事会の決議により、次の役職を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は2名以内とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、理事会で決めた順位により、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 4 専務理事は1名とし、会長の旨をうけて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるとき又は共に欠けたときは法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 5 常務理事は4名以内とし、会長の旨をうけてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは予め常務理事会で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 前各項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、予め理事会

で決めた順位に従い、常務理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員して選任された理事任期は、他の役員任期の満了する時までとする。

(役員が欠けた場合等の選任)

第 28 条 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

(任期満了等における前任者の職務)

第 29 条 理事又は監事は、定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第 30 条 役員には総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第 31 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項第 3 号の会長の選定にあたっては、総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。その方法については別に定める。

(招 集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事会を招集する。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本会の事業計画、収支予算（収支ベース）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議の基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第1号から第5号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第 40 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 本定款は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 本定款は、平成26年6月14日より施行する。